

阿賀野市条例第5号

阿賀野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市一般職の職員の給与に関する条例（平成16年阿賀野市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第8条第3項を次のように改める。

- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

第8条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第9条の4第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。同条において同じ。）」を加える。

第10条第1項第1号中「この項及び次項において「交通機関等」を「この条において「交通機関等」に、「この項及び次項において「運賃等」を「この項から第3項までにおいて「運賃等」に改め、同条第2項第1号中「以下この号において」を「次項及び第5項において」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条中第6項を第9項とし、第3項から第5項までを3項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の3項を加える。

- 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等

に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第10条の2第3項中「第1項」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項」に改める。

第16条の4第1項中「午前0時から」を「午後10時から翌日の」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第17条中「、第8条から第9条の4まで及び第10条の2」を「及び第8条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において阿賀野市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって、同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

4 切替日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の給与条例（以下「改正後給与条例」という。）第8条の規定の適用については、同条第2項中「（5）重度心身障害者」とあるのは

「（5） 重度心身障害者

（6） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

5 改正後給与条例第10条第4項及び第10条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（規則への委任）

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表 号給の切替表（附則第2項関係）

イ 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1

3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23

36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56

69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			

102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

ロ 消防職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給		
	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	1	1
7	3	1	1
8	4	1	1
9	5	1	1
10	6	2	2
11	7	3	3
12	8	4	4
13	9	5	5
14	10	6	6
15	11	7	7
16	12	8	8
17	13	9	9
18	14	10	10

19	15	11	11
20	16	12	12
21	17	13	13
22	18	14	14
23	19	15	15
24	20	16	16
25	21	17	17
26	22	18	18
27	23	19	19
28	24	20	20
29	25	21	21
30	26	22	22
31	27	23	23
32	28	24	24
33	29	25	25
34	30	26	26
35	31	27	27
36	32	28	28
37	33	29	29
38	34	30	30
39	35	31	31
40	36	32	32
41	37	33	33
42	38	34	34
43	39	35	35
44	40	36	36
45	41	37	37
46	42	38	38
47	43	39	39
48	44	40	40
49	45	41	41
50	46	42	42
51	47	43	43

52	48	44	44
53	49	45	45
54	50	46	46
55	51	47	47
56	52	48	48
57	53	49	49
58	54	50	50
59	55	51	51
60	56	52	52
61	57	53	53
62	58	54	54
63	59	55	55
64	60	56	56
65	61	57	57
66	62	58	58
67	63	59	59
68	64	60	60
69	65	61	61
70	66	62	62
71	67	63	63
72	68	64	64
73	69	65	65
74	70	66	66
75	71	67	67
76	72	68	68
77	73	69	69
78	74	70	70
79	75	71	71
80	76	72	72
81	77	73	73
82	78	74	74
83	79	75	75
84	80	76	76

85	81	77	77
86	82	78	78
87	83	79	79
88	84	80	80
89	85	81	81
90	86	82	82
91	87	83	83
92	88	84	84
93	89	85	85
94	90		
95	91		
96	92		
97	93		
98	94		
99	95		
100	96		
101	97		
102	98		
103	99		
104	100		
105	101		
106	102		
107	103		
108	104		
109	105		
110	106		
111	107		
112	108		
113	109		
114	110		
115	111		
116	112		
117	113		

118	114		
119	115		
120	116		
121	117		
122	118		
123	119		
124	120		
125	121		